

令和6年度

「共同利用・共同研究システム形成事業～特色ある共同
利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援」の
公募について

令和5年10月

文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課

はじめに

本公募要領は、令和6年度の公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点）（以下、「拠点」という。）に係る「共同利用・共同研究システム形成事業～特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援」の公募について、その公募内容や申請に必要な手続きを記載したものであり、

- I 公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点）制度及び「共同利用・共同研究システム形成事業～特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援」の概要等
- II 共同利用・共同研究システム形成事業～特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～の公募について
- III 書類の提出方法
- IV 問い合わせ先

により構成されています。

なお、本公募は、審査のための準備を早期に進め、できるだけ早く拠点活動を開始できるようにするため、令和6年度予算成立前に始めるものです。したがって、予算の状況によっては、事業名や事業内容、実施予定額等に変更があり得ることをあらかじめ御承知置きください。

また、令和6年度の公私立大学を対象とした拠点の新規認定に係る公募は行いませんが、令和7年度の新規認定に係る公募を、本年度冬以降に開始する予定です。

詳細は別途公表いたします。

I 公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点（特色ある共同利用・共同研究拠点）制度及び「共同利用・共同研究システム形成事業～特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～」の概要等

我が国の学術研究の発展には、大学が有する大型・最新の研究設備や大量の学術資料・データ等を、個々の大学の枠を越えて全国の研究者が共同で利用し共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムが大きく貢献してきました。

当初、共同利用・共同研究は、国立大学の全国共同利用型の附置研究所等を中心に推進されてきましたが、学術研究の更なる発展のためには、国公私立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを生かし、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要であることから、文部科学省では、平成20年7月に学校教育法施行規則を改正し、国公私立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による「共同利用・共同研究拠点」の認定制度を設けました。

また、認定を受けた公私立大学の拠点を対象に、拠点としての研究環境の整備に係るスタートアップのための支援及び拠点機能の更なる強化について支援を行う事業を進めています。

- ・スタートアップ支援：新たに拠点認定を受けた研究施設が、スタートアップのために拠点としての環境や体制の整備を行うための経費支援
- ・機能強化支援：拠点認定を受け活動してきた拠点が、拠点の国際化、ネットワーク化、人材育成機能強化等により、拠点活動を更に強化するための経費支援

本制度及び事業の実施により、研究ポテンシャルのある研究所等を個々の大学の枠を越えて研究者の共同利用・共同研究に活用することを通じて、研究分野全体の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出を図り、我が国の学術研究の発展が図られることを目指しています。

各拠点においては、研究分野の中核として強み・特色を生かしつつ当該分野を更に発展させるとともに、大学の機能強化の実現に向けてこれまで以上に重要な役割を果たすこと、合わせて、国際的な頭脳循環のハブ・人材育成拠点としての役割を果たすこと、更には、拠点ネットワークの形成をはじめ、異分野融合や新たな学問領域の創成の取組を促進するなど、大学の枠を越え時代の新しい要請に柔軟に対応することが求められます。

また、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ（令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議）において、今後の取組の方向性として、共同利用・共同研究体制について、大学研究基盤としての機能を強化し、大学の枠を超えた我が国全体の英知の結集を促進することとされる等、大学研究力の強化に向けた共同利用・共同研究拠点の重要性が示されています。

Ⅱ 共同利用・共同研究システム形成事業～特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～の公募について

1 公募するメニュー：機能強化支援

①目的

拠点を中心とする共同利用・共同研究体制については、「国際的な頭脳循環や次世代を担う人材育成の拠点としての機能を充実させ、我が国の大学全体の基礎研究力の向上を図ること」が求められていることから、公私立大学の拠点においても、国際化・ネットワーク化・人材育成の機能を高めるなど、拠点活動を更に強化させていく必要がある。

このため、拠点認定を受け活動してきた公私立大学の拠点を対象に、拠点機能強化のための支援を行い、大学の枠を越えた共同利用・共同研究を通じた研究分野全体の研究水準のより一層の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出を促進し、我が国の学術研究の発展を図る。

②公募の対象、申請者等

ア) 公募の対象

「共同利用・共同研究拠点」又は「国際共同利用・共同研究拠点」の認定を受けている公私立大学の研究施設及び研究施設の一部（国公立大学によるネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点の場合、公私立大学に中心拠点を置くもの）。ただし、令和6年度にスタートアップ支援又は機能強化支援の継続を予定している拠点は除く。

※現在、拠点の認定期間が令和5年度までとなっている拠点で、来年度も認定の継続を希望する拠点は申請可能。

イ) 申請者：拠点を設置する大学の学長

※ネットワーク型拠点又は連携ネットワーク型拠点の場合は、その中心拠点を設置する大学の学長が代表して申請。

③支援期間：1～3年間

※機能強化のための事業が3年以内（例えば2年間）であっても差し支えない。

※現在の認定期間の最終年度が令和6年度の場合は1年間、令和7年度の場合は2年間で支援の最長期間とする。

④採択予定件数：3拠点程度

⑤経費：

ア) 申請額

一拠点当たり年額3,000万円以内とする。

※次年度以降、対前年度に対して10%相当の減額措置を実施

※採択拠点数、各計画の内容・事業規模等の状況により申請額から変更される場合がある。

イ) 経費の範囲

- 1) 申請可能な経費は、各拠点における事業計画の遂行に必要な以下の経費とする
- 2) 申請に当たっては、支援期間の所要経費を提出すること

(申請可能な経費)

- ・人件費
 - ・事業推進費等（消耗品費、旅費、外国人等招へい旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費、その他大臣が認めた経費）
 - ・設備備品費（設備備品を設置する際の軽微な据付のための経費を含む）
 - ・一般管理費（補助事業を実施する上で必要な経費であるが直接経費（人件費、事業推進費等及び設備備品費）以外の経費）
- ※一般管理費率は、補助事業者の規程、規定がない場合は直近の財務諸表の一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方とする。

ウ) 経費の使途の例

- ・拠点活動を国際的に展開し活動していくために必要な経費
 - ・新たなネットワークを構築する活動に必要な経費
 - ・共同研究により創出された新たな学問領域の共同研究を推進するために必要な経費
 - ・共同利用・共同研究拠点の全国的なモデルとなる活動に必要な経費
 - ・豊かな国民生活・文化に寄与するための活動に必要な経費
 - ・共同利用・共同研究体制、拠点活動の効率化を推進するために必要な経費
- ※スタートアップ支援と異なり、拠点活動を更に強化するための経費であることが必要。

2 申請から交付までのスケジュール

(1) 申請書類受付期間

令和5年11月6日（月）～令和5年11月13日（月）17時【厳守】

(2) 審査期間

令和5年12月～令和6年2月 有識者による審議

令和6年3月～4月 内定通知

3 申請に係る様式等

様式等については P5～P8 を参照してください。また、書類の提出方法は、P22 を参照してください。

特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム ～拠点機能強化支援～ 申請書

大 学 名				
申 請 者	氏 名		役 職 名	
	本部所在地	〒		
共同利用・共同研究拠点の名称	※ ○○○○○拠点（認定されている拠点名を記入）			
申請施設等の名称	※ 共同利用・共同研究拠点として認定されている研究施設等の名称を記入			
認 定 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※ 認定の通知に記載されている有効期間を記入 ※ 認定の更新により申請をする場合には「認定更新を希望」と記入			
研 究 分 野	※ 共同利用・共同研究拠点の研究分野を記入			
共同研究拠点の代表者	フリガナ		生年月日	昭和・平成年月日(歳) 【令和6年4月1日現在】
	氏 名			
	所属部署		役 職 名	
	所 在 地	〒		
	T E L		E-mail	
事 業 概 要	※ 本事業計画の概要について簡潔に記入			
(1) 現状・課題・目的	※ 共同利用・共同研究拠点及び関連する研究者コミュニティの現状、課題を明記の上、それに対応する事業の目的を記入。			

事業計画期間	令和6年度～令和〇〇年度（〇年）
--------	------------------

(2) 事業計画額（インプット）

	補助申請額（千円）		学内負担額（千円）		計（千円）
令和6年度	<input type="text"/>	（千円）	<input type="text"/>	（千円）	
	・ ・ ※資金の主な投入内容を記入		・ ・		
令和7年度	<input type="text"/>	（千円）	<input type="text"/>	（千円）	
	・ ・		・ ・		
令和8年度	<input type="text"/>	（千円）	<input type="text"/>	（千円）	
	・ ・		・ ・		
総額（千円）	<input type="text"/>		<input type="text"/>		

(3) 事業計画（アクティビティ、アウトプット）

※ 令和6年度～令和〇年度（認定の有効期間内）の各年度における事業の活動内容について記入

【令和6年度】

【令和7年度】

【令和8年度】

(4) 成果目標 (アウトカム)

アウトカム	(参考値) 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

【アウトカム設定の考え方 (定義等)】

※ 各指標や算定方法はできるだけ客観的なものを設定し、指標設定理由、算定方法等を記入。

(5) 事業の実施体制等

※ 事業実施に当たっての大学の支援体制、学内外の協力体制等、全体的な事業推進体制等について具体的に記入。

(6) 事業達成による波及効果等 (学問的効果、社会的効果、改善効果等)

(7) これまでの拠点としての活動実績

※ 共同利用・共同研究拠点としての活動実績を分かりやすく簡潔に記入。

(参考1) 共同利用・共同研究の参加状況											
※延べ人数		令和2年度			令和3年度			令和4年度			
学内(法人内)											
学外											
(参考2) 共同利用・共同研究を活用して発表された論文数											
令和2年度				令和3年度				令和4年度			
論文数		うち国際学術誌に掲載された論文数		論文数		うち国際学術誌に掲載された論文数		論文数		うち国際学術誌に掲載された論文数	
	うち拠点外研究者		うち拠点外研究者		うち拠点外研究者		うち拠点外研究者		うち拠点外研究者		うち拠点外研究者
事務担当責任者	フリガナ							所属部署			
	氏名							役職名			
	所在地		〒								
	TEL							E-mail			

※様式にあらかじめ※記号で記載されている留意事項及び記入例は削除して作成してください。

特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援～ 申請書記入要領

「特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援～申請書（以下、「申請書」という。）」は、「特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援～（以下、「本事業」という。）」の申請に当たって提出が必要となる書類で、本事業の対象拠点の選定に係る審査資料となるものです。

本事業へ申請する際は、本要領に基づき申請書を作成してください。

【共通留意事項】

- ・申請書はすべて日本工業規格A4版で作成してください。
- ・文字の大きさは11pt程度で作成してください。
- ・作成に当たって、文字数の超過等により、不自然な罫線のずれや改行等が生じた場合は、読みやすい形で適宜修正を施し作成してください。
- ・申請書は別紙を除いて、12ページ以内を目安に作成してください。
- ・様式にあらかじめ※記号で入っている留意事項及び記入例は削除して作成してください。
- ・分かりやすい文章となるよう簡潔な記載を心がけてください。
- ・申請書を作成する際、参考 特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援～審査要項「3. 審査に当たっての主な観点」を踏まえて各項目を作成してください。

【申請書】

- ・「整理番号」の欄は記入しないでください（事務局記入欄）。
- ・「申請者」欄は、学長の氏名を記入してください。
- ・「拠点の名称」欄、「認定期間」欄は、共同利用・共同研究拠点の認定通知と同一の内容を記入してください。なお、認定の更新により申請をする場合には「認定期間」欄は「認定更新を希望」と記入してください。
- ・「申請施設等の名称」欄、「研究分野」欄及び「共同研究拠点の代表者」欄は、共同利用・共同研究拠点として認定を受けている内容と同一の内容を記入してください。

(1) 現状・課題・目的について

- ・本事業の申請に至った拠点や関連する研究者コミュニティの現状、課題を記入してください。また、現状、課題を踏まえた申請の目的を記入してください。

(2) 事業計画額（インプット）について

- ・本事業への申請目的を果たすため、各年度の申請額と投入する資金の内容を記入してください。

- ・令和7年度、令和8年度については、対前年度に対して10%相当減額することを考慮した上で記入してください。ただし、残りの認定期間が2年以下の場合には、その期間を超えない範囲で記入してください。

- ・資金の主な投入内容の記載例

共同研究コーディネーター雇用 2名 (16,000千円)

実験用〇〇機導入 1台 (10,000千円)

(3) 事業計画（アクティビティ、アウトプット）について

- ・インプットに基づく各年度の具体的な活動内容を記入してください。その際、以下の1～5の内容を含めて記入してください。

- 1 各活動内容がどのように拠点の機能強化に資するのか
- 2 人件費を計上する場合、人件費を負担する者の果たす役割
- 3 設備備品費を計上する場合、学術資料やデータベース、研究設備等を増強する必要性や共同利用の方法
- 4 共同利用・共同研究の経費を計上する場合、拠点機能の更なる強化にどのようにつながるか
- 5 学内予算による人件費負担や学内施設の提供等、大学としての自助努力（計画を含む）

(4) 成果目標（アウトカム）について

- ・本事業にもたらされる成果を、数値目標（指標）を含めて記入してください。
- ・設定する指標や算定方法は、客観的なものとなるよう努めてください。
- ・指標の設定ができない場合、その理由を「アウトカム設定の考え方」欄に記入のうえ、定性的な目標と達成状況の確認方法を各欄に記入してください。

(5) 事業の実施体制等について

- ・事業実施に当たっての大学の支援体制、学内外の協力体制等、全体的な事業推進体制等について具体的に記入してください。

(6) 事業達成による波及効果等について

- ・事業達成による効果に応じて、以下の1～3の内容を含めて記入してください。

 - 1 成果による学問的波及効果
 - 2 成果の具体的活用方法や成果による社会的波及効果
 - 3 大学の教育研究活動にもたらす改善効果

(7) これまでの拠点としての活動実績

- ・共同利用・共同研究拠点としての活動実績を分かりやすく簡潔に記入してください。
- ・（参考1）（参考2）については、毎年提出いただいている実施状況報告書や、中間・期末評価報告書から転記してください。

4 関連する留意事項等

- (1) この公募は、令和6年度予算の成立を前提に行うものであり、その状況によっては事業内容や実施予定額を変更する場合がありますので留意してください。
- (2) 文部科学省が別途指定する時期に、補助事業等の実施状況についての評価を行います。
- (3) 申請書等の情報の取り扱いについては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

(4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備

本事業の申請、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正)※の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めてください。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

本事業の申請に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。

(チェックリストの提出がない場合の申請は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Radから「令和5年度チェックリスト」の様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、令和5年11月13日(月)までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Radを利用して提出(アップロード)してください。なお、令和5年4月1日以降、別途の機会にチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する

必要はありません。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人からの競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトで確認してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※ なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となるので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをしてください。（登録には通常2週間程度を要するので十分注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトで確認してください。）

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行ってください。

(6) 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

1) 補助金の交付決定の取消し・変更、補助金の返還などの措置

不正使用等が認められた事業について、補助金の交付決定の取消し・変更の措置を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

2) 申請及び参加*1資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者**2) に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の課題（継続課題）へ共同研究者等として参加することを指す。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る申請制限の対象者	不正使用の程度		申請制限期間※3（補助金等を返還した年度の翌年度から）
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1)以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

○不正事案の公表

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則公表します。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているため、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下の URL を参照。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

- (7) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備
研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)※を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを参照。

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- (8) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出

本事業の申請に当たり、各研究機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下、「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の申請は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から「令和 5 年度版研究不正行為チェックリスト」の様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、令和 5 年 11 月 13 日(月)までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。なお、令和 5 年 4 月 1 日以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要ありません。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、下記文部科学省ウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html

※ なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となるので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きを行ってください。(登録には通常 2 週間程度を要するので十分注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブページで確認してください。)

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(9)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置

本事業に関する研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

○研究活動における不正行為が認められた場合の措置

1) 補助金の交付決定の取消し・変更、補助金の返還などの措置

研究活動における特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）が認められた場合、補助金の交付決定の取消し・変更の措置を行い、特定不正行為の悪質性等に考慮しつつ、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

2) 申請及び参加資格の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為が認定された者、及び、特定不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人の配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る申請制限の対象者		特定不正行為の程度	申請制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 特定不正行為があった研究に係	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもの	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大き く、又は行為の悪質性が高 いと判断されるもの

	る論文等の著者	のと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

○競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

○不正事案の公表

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(10) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修

本事業の経費を活用して共同研究を実施する場合、当該共同研究に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することとなります。

なお、申請施設の代表者は、交付申請手続きの中で、次の点を約束する文書を提出することが必要です。

- ・共同研究の実施前に、共同研究を実施する研究者等全員から研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認すること。

(11) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該補助金を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下、「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、補助金の配分の停止や、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※ 2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留

意ください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu__tutatu.pdf

(12) 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について

平成28年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成28年11月30日(ニューヨーク現地時間)、国連安全保障理事会(以下「安保理」という。)は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第2321号を採択しました。これに関し、平成29年2月17日付けで28受文科際第98号「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について(依頼)」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文11の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第2321号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳(外務省告示第463号(平成28年12月9日発行))

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(13) 研究設備・機器の共用促進

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目

的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2022」（令和4年6月3日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和4年3月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- ・「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
[競争的研究費改革に関する検討会（H27.6.24）]
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定（R3.3.26）]
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- ・「統合イノベーション戦略2022」[閣議決定（R4.6.3）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf
- ・「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R3.3.5）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf
- ・「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.9.10改正）]
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- ・「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3策定）
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf

【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo

- ・「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- ・「新たな共用システム導入支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- ・「コアファシリティ構築支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

(14) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、事業期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

(15) 論文謝辞等における体系的番号の記載

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。論文投稿時も同様です。本事業の体系的番号は、JPMXP07xxxxxxxです。体系的番号については、採択時に申請機関に対してお知らせします。

論文中の謝辞(Acknowledgment)の記載例は以下のとおりです。

(1) 論文に関する事業が一つの場合(体系的番号「JPMXP07xxxxxxx」)

【英文】

This work was supported by MEXT Promotion of Distinctive Joint Usage/Research Center Support Program Grant Number JPMXP07xxxxxxx.

【和文】

本研究は、文部科学省特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラムJPMXP07xxxxxxxの助成を受けたものです。

(2) 論文に関する事業が複数(二つ)の場合(体系的番号「JPMXP07xxxxxxx」「JPyyyyyyyy」)

【英文】

This work was supported by MEXT Promotion of Distinctive Joint Usage/Research Center Support Program Grant Number JPMXP07xxxxxxx and

MEXT □□ Program Grant Number JPyyyyyyyy.

【和文】

本研究は、文部科学省特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム JPMXP07xxxxxxx 、文部科学省□□事業 JPyyyyyyyy の助成を受けたものです。

(16) G ビズ I D プライム アカウ ント の 取 得

交付内定後、交付申請書等の提出に当たっては、電子媒体様式の提出のほか、補助金申請システム（jGrants）での申請が必要となります。システム利用のため、G ビズ I D プライム アカウ ント の 取 得 が 必 要 と な り ま す が 、 ア カ ウ ント の 取 得 に は 通 常 2 週 間 程 度 を 要 す る の で 十 分 注 意 し て く だ さ い 。

- ・ 経 済 産 業 省 ： G ビズ I D

<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

- ・ jGrants

<https://jgrants.go.jp/>

(17) 関 係 法 令 等 に 違 反 し た 場 合 の 措 置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、補助金の配分の停止や、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(18) 繰 越

事業の進捗に伴い、研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

Ⅲ 書類の提出方法

(1) 申請書類の提出

事業の申請に当たっては、申請書類の提出が必要です。

申請書類は、定められた様式を使用してください。様式は、文部科学省のウェブサイトに掲載します。

機能強化支援の公募について

https://www.mext.go.jp/a_menu/kyoten/mext_02509.html

なお、申請書類の作成・提出に当たっては、各様式の記入・提出要領を参照してください。

(2) 提出期間等

①提出期間 令和5年11月6日(月)～令和5年11月13日(月)17時【厳守】

②提出方法 以下を提出してください。

・申請書

(頁数を付したPDFファイル、Wordファイルの形式のままのものを1ファイルずつ提出してください。)

※申請書類の提出・受付後に、訂正・再提出及び申請書類の追加提出等を行うことはできません。

※送信メールの件名は、「【大学名】公私立大学を対象とした共同利用・共同研究拠点に係る申請」としてください。

※添付ファイル名には、「大学名」を付した上で、送付してください。

※メールシステムの都合上、添付ファイルは合計10MB以下としてください。容量を超える場合は、ファイル転送システムを案内しますのでその旨ご連絡ください。

※電子メール到着後、翌日まで(土日祝日を除く。)に受領通知を送信者に対して返信します。受領通知が届かない場合は、速やかに連絡してください。

③提出先 文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課専門職付

E-Mail : gakkikan@mext.go.jp

Ⅳ 問い合わせ先

<公募要領その他の問い合わせ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課専門職付

TEL : 03-6734-4296 (直通)

03-5253-4111 (内線 : 4296)

E-Mail : gakkikan@mext.go.jp

特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援～
審査要項

令和 5 年 10 月 6 日
文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課

「特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援～」の対象拠点の選定に係る審査は、この審査要項により行うものとする。

1. 審査の基本方針

審査は、大学からの申請に基づき、事業計画と事業の目的との適合性、申請経費の妥当性・必要性、事業の実施体制、事業達成による波及効果、これまでの拠点としての活動実績等の観点から実施する。

2. 審査方法

(1) 審査主体

事業の採択に係る審査は、「特色ある共同利用・共同研究拠点に関する専門委員会」（以下、「専門委員会」という。）が行う。

(2) 審査の進め方及び基準

専門委員会は、大学から提出された申請書に基づき書面審査を行い、その結果を踏まえて、合議により採択候補を選定する。

①書面審査

- 1) 書面審査は、専門委員会委員（以下「委員」という。）が、申請書類をもとに行う。
- 2) 各委員は、書面審査に当たっては、「3. 審査に当たっての主な観点」の各項目に着目しつつ、次表により評価を行う。

評価区分	評価基準
S	他の申請計画と比べて特に優れた計画であり、本事業の対象とすべきである
A	他の申請計画と比べて優れた計画であり、本事業の対象とすべきである
B	他の申請計画と比べてやや劣った計画であり、予算に余裕があれば対象とすべきである
C	他の申請計画と比べて劣った計画であり、本事業の対象とすべきではない

- 3) 書面審査の様式は、別紙1のとおり。

②ヒアリング審査

専門委員会は、書面審査の結果を踏まえ、必要に応じてヒアリングによる審査を行うことができる。

ただし、申請のあった年度に中間・期末評価の対象となっている拠点については、ヒアリングは原則実施しない。

1) ヒアリングは、別紙2「ヒアリング実施要領」により行う。

2) 各委員は、次表により評価を行う。

評価区分	評価基準
S	他の申請計画と比べて特に優れた計画であり、本事業の対象とすべきである
A	他の申請計画と比べて優れた計画であり、本事業の対象とすべきである
B	他の申請計画と比べてやや劣った計画であり、予算に余裕があれば対象とすべきである
C	他の申請計画と比べて劣った計画であり、本事業の対象とすべきではない

3) ヒアリング審査の様式は、別紙3のとおり。

③合議審査

専門委員会は、書面審査及びヒアリング審査の結果を踏まえ、合議により採択する拠点を決定する。

3. 審査に当たっての主な観点

審査に当たっての主な観点は、以下のとおり。

(1) 申請拠点の現状・課題と本事業の目的との適合性

- ・ 拠点の現状・課題の分析は適切か。事業実施の必要性・緊急性が生じているか。
- ・ 事業の目的が具体的かつ明確に設定されているか。

(2) 申請経費（インプット）の妥当性・必要性

- ・ 事業計画の規模に鑑み、申請経費の規模は妥当であるか。
- ・ 補助申請額、学内負担額のバランスは適切であるか。
- ・ 資金の主な投入内容は、拠点の現状・課題・目的を踏まえたものになっているか。
- ・ 資金の投入内容は妥当であるか。

(3) 事業計画（アクティビティ、アウトプット）の妥当性

- ・ 事業計画の実施により、当該拠点の機能強化が図られるか。
- ・ 人件費は、当該拠点の国際化、ネットワーク化など拠点機能の機能強化に必要とされるものであるか。
- ・ 学術資料やデータベース、研究設備等の設備備品費は、事業計画を遂行する上で、真に必要なものが計上されているか。
- ・ 共同利用・共同研究の経費（旅費、研究費）は、当該拠点の国際化、ネットワーク化など拠点機能の拡充に必要とされるものであるか。
- ・ 事業計画に照らして、申請経費（人件費、事業推進費等、設備備品費）間の配分は、妥当なものであるか。

(4) 成果目標（アウトカム）と事業目的、事業計画の適合性

- ・設定された目標は事業目的、事業計画を踏まえたものとなっているか。
- ・目標値は適切なものとなっているか。
- ・目標の設定理由、算定方法等は妥当なものであるか。
- ・定数的な目標が設定されていない場合、その理由や目標の達成度の判断基準は妥当なものであるか。

(5) 事業の実施体制等

- ・事業の推進にふさわしい組織、実施体制等になっているか。
- ・事業を確実に実施するため、学内外の協力体制の構築等が適切に行われているか。

(6) 事業達成による波及効果

- ・事業成果の具体的な活用方法や、事業成果による波及効果が十分に期待できるものとなっているか。
- ・事業が教育研究活動の改善をもたらすものとなっているか。

(7) これまでの拠点としての活動実績等

- ・これまでの活動実績は、拠点として十分なものとなっているか。
- ・これまでの拠点への共同利用・共同研究の参加状況、発表された論文数は事業を推進するにふさわしい実績となっているか。

4. その他

(1) 利害関係者の排除

以下に該当する委員は、当該申請施設に係る審査は行わないものとする。

- ①委員が、申請施設を置く大学に在職（就任予定を含む。）し、または過去3年以内に在職していた場合
- ②委員の親族が申請施設の構成員となっている場合
- ③その他、委員が申請施設の構成員と親密な個人関係や密接な師弟関係にあるなど、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される事由がある場合

(2) 機密保持

- ①委員は、審査の過程で知ることのできた情報について外部に漏らしてはならない。
- ②委員は、委員として取得した情報（申請書類等各種資料を含む。）について、審査の終了後、速やかに破棄しなければならない。

(3) 開示・公開

- ①審査の過程は、審査の円滑な遂行の観点から非公開とし、審査に用いる会議資料等についても非公開とする。
- ②申請状況及び審査結果は、ホームページへの掲載等により公開する。
- ③共同利用・共同研究拠点として認定されなかった申請施設に対しては、その理由を開示するものとする。

(4) その他

- ・外部からの働きかけがあった場合等、審査の公平性・公正性に影響があると考えられる事由があった場合には、速やかに事務局まで申し出ること。
- ・この要項に定めるもののほか、新規採択の審査に関し必要な事項は別に定める。

整理番号	
------	--

「特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援～」
書面審査票

委員名

大学名		研究分野	
拠点名			
拠点代表者名			
書面評価		S：他の申請計画と比べて特に優れた計画であり、本事業の対象とすべきである	
※観点別評価を踏まえ、全体的な評価を記入。		A：他の申請計画と比べて優れた計画であり、本事業の対象とすべきである	
		B：他の申請計画と比べてやや劣った計画であり、予算に余裕があれば対象とすべきである	
		C：他の申請計画と比べて劣った計画であり、本事業の対象とすべきではない	
書面審査所見	(優れた点等)		
※観点別評価を踏まえ、上記の評価とした根拠・理由等について記入。	(課題等)		
	(その他) ※計画を採択する場合に妥当と考えられる支援規模（申請経費に対する査定割合（%））等特記事項があれば記入。		

観点別評価 ※下記の観点別評価は、右の基準に基づき評価を行う。	S	非常に優れている。
	A	優れている。
	B	やや劣っている。
	C	劣っている。
(1) 申請拠点の現状・課題と本事業の目的との適合性 (観点) ・拠点の現状・課題の分析は適切か。事業実施の必要性・緊急性が生じているか。 ・事業の目的が具体的かつ明確に設定されているか。	(1) 観点評価 S . A . B . C (特筆すべき点がある場合のみ記載願います)	
(2) 申請経費（インプット）の妥当性・必要性 (観点) ・事業計画の規模に鑑み、申請経費の規模は妥当であるか。 ・補助申請額、学内負担額のバランスは適切であるか。 ・資金の主な投入内容は、拠点の現状・課題・目的を踏まえたものになっているか。 ・資金の投入内容は妥当であるか。	(2) 観点評価 S . A . B . C (特筆すべき点がある場合のみ記載願います)	
(3) 事業計画（アクティビティ、アウトプット）の妥当性 ・事業計画の実施により、当該拠点の機能強化が図られるか。 ・人件費は、当該拠点の国際化、ネットワーク化など拠点機能の機能強化に必要とされるものであるか。 ・学術資料やデータベース、研究設備等の設備備品費は、事業計画を遂行する上で、真に必要なものが計上されているか。 ・共同利用・共同研究の経費（旅費、研究費）は、当該拠点の国際化、ネットワーク化など拠点機能の拡充に必要とされるものであるか。 ・事業計画に照らして、申請経費（人件費、事業推進費等、設備備品費）間の配分は、妥当なものであるか。	(3) 観点評価 S . A . B . C (特筆すべき点がある場合のみ記載願います)	

<p>(4) 成果目標（アウトカム）と事業目的、事業計画の適合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設定された目標は事業目的、事業計画を踏まえたものとなっているか。 ・ 目標値は適切なものとなっているか。 ・ 目標の設定理由、算定方法等は妥当なものであるか。 ・ 定数的な目標が設定されていない場合、その理由や目標の達成度の判断基準は妥当なものであるか。 	<p>(4) 観点評価 S . A . B . C</p> <p>（特筆すべき点がある場合のみ記載願います）</p>
<p>(5) 事業の実施体制等</p> <p>（観点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の推進にふさわしい組織、実施体制等になっているか。 ・ 事業を確実に実施するため、学内外の協力体制の構築等が適切に行われているか。 	<p>(5) 観点評価 S . A . B . C</p> <p>（特筆すべき点がある場合のみ記載願います）</p>
<p>(6) 事業達成による波及効果</p> <p>（観点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業成果の具体的な活用方法や、事業成果による波及効果が十分に期待できるものとなっているか。 ・ 事業が教育研究活動の改善をもたらすものとなっているか。 	<p>(6) 観点評価 S . A . B . C</p> <p>（特筆すべき点がある場合のみ記載願います）</p>
<p>(7) これまでの拠点としての活動実績等</p> <p>（観点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの活動実績は、拠点として十分なものとなっているか。 ・ これまでの拠点への共同利用・共同研究の参加状況、発表された論文数は事業を推進するにふさわしい実績となっているか。 	<p>(7) 観点評価 S . A . B . C</p> <p>（特筆すべき点がある場合のみ記載願います）</p>

特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援～ ヒアリング実施要領

1. 対象

専門委員会における書面による審査の結果、ヒアリングの対象とされた共同利用・共同研究拠点

2. ヒアリングにおける観点

- (1) 特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援～審査要項の「3. 審査に当たっての主な観点」を参考とする。
- (2) 書面による審査において、各委員等から出された論点等について確認する。
- (3) その他申請内容の確認等

3. ヒアリングの進め方等

- (1) 時間配分 (30分)
 - ①説明＋事前質問事項への回答・・・・・・・・・・15分 (10分＋5分)
 - ②質疑応答・・・・・・・・・・10分
 - (③説明者退出後、委員による意見まとめ・・・・5分)
- (2) 説明者

申請を行った大学の長又はそれに準ずる者、共同利用・共同研究拠点の長等 (5名以内)
- (3) 説明資料
 - ①特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援～申請書
 - ②プレゼンテーション用資料
 - ③その他関係資料 (適宜)
- (4) 説明内容

申請書に基づき、特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～機能強化支援～審査要項の「3. 審査に当たっての主な観点」に定める観点に沿って、簡潔に説明すること。

続けて、ヒアリングに際し、専門委員会から事前に提示された質問事項への回答を行うこと。

上記2項目の説明時間については、合わせて15分程度とする (配分は指定するものではないが、目安として要点説明10分・事前質問事項への回答5分程度を想定している。)

4. ヒアリング評価出席者の注意事項

- (1) 説明者は、当該ヒアリング開始時間15分前に指定する待合室 (オンラインの場合はヴァーチャル上に設定されたロビー) に参集すること。
- (2) 説明者は、簡潔に説明するよう心がけること。
- (3) 説明時間及び質疑応答の時間は厳守し、説明が15分以内で終

了しても、残り時間を質疑応答の時間に振り替えないものとする。

(4) ヒアリング内容の録画、録音は禁止する。

